

119番への通報は 落ち着いて・ゆっくり・はっきりと

消防本部では、平成21年中に6,722件(緊急通報3,727件)の通報を受信しました。なかには、緊急時ということで慌てしまい、自分の住所すら言えなくなるかたもいます。しかし、緊急時だからこそ、あなたの早い正確な通報で、災害地点(要請場所)の早期確定ができ、現場到着時間が短縮され、被害の軽減を図ることができるのです。いざというときのために、あらかじめ電話機の近くに自分の住所・氏名・電話番号などの必要な情報を書いて貼っておけば、もしものときに落ち着いて対応できます。



いざというときの備えが大切

- 【119番の正しい利用】
- ①最初に、火事か救急の別をはっきりと！
「火事です」または「救急です」とはっきりと言います。
 - ②発生場所の情報は正確に！
住所は正しく、目印になる、ビルや公園などの目標物を伝えましょう。
 - ③火事・事故等の状況を正確に！
「私の名前は 〇〇 です」「電話番号は 〇〇〇〇-〇〇〇〇です」と伝えましょう。

【携帯119番通報について】
市内から携帯電話で119番をすると、芦屋市消防本部につながります。ただし、市境では、アンテナ設置位置の関係で他都市に入る場合があります。携帯電話で119番ををするときは、必ず災害場所の市町名をお知らせください。

【Eメール119番通報について】
“メ-ル119番通報”は、市内在住・在学・在勤の聴覚障がいや音声・言語機能に障がいのあるかたが対象で、事前に消防本部(☎32-0119)または障害福祉課(☎38-2178)で利用登録が必要です。通報は、市内(例外:隣接市境界付近で芦屋市かどうかが不明な場合)での火災・救急・その他の災害等に限ります。他市での通報には利用できません。“メ-ル119番通報”は、緊急通報用システムのため、一般の問い合わせ等には利用できません。

【耳のご不自由なかたの119番通報について】
専用のファクス用紙で、通報(通報専用☎38-2031)してください。

消防本部からのお知らせ

消防本部では、このたび「119番通報要領(左図)を作成し、市ホームページからダウンロードしてご利用いただけるようにしています。また、耳のご不自由なかた専用の通報用ファクス用紙も、市ホームページからダウンロードしていただけます。緊急の場合に備え、ぜひご利用ください。

火災・救急は119番です。(通報要領)			
通報内容	火災	救急	その他
通報内容	火災	救急	その他
通報内容	火災	救急	その他
通報内容	火災	救急	その他
通報内容	火災	救急	その他

問い合わせ 消防本部警防課通信担当 ☎32-2345/☎32-0119

平成21年度公文書公開の実施状況・ 個人情報保護制度の運用状況

平成21年度の公文書について、次のとおり公開・運用しました。

公文書公開の実施状況	公文書公開請求	全部公開・10件 / 部分公開・38件 / 非公開・4件 / 存否応答拒否・0件 / 不存在・2件 / 却下・0件 / 取り下げ・3件 / 異議申し立て・6件
個人情報保護制度の運用状況	個人情報取扱事務の登録件数	271件
	個人情報開示請求	全部開示・2件 / 部分開示・6件 / 不開示・0件 / その他・0件 / 異議申し立て 0件

※1つの公開および開示請求に対して複数の方法で公開および開示したものがあため、合計が請求件数と一致していません。

■個人情報訂正請求 0件
■個人情報利用停止請求 0件
■苦情処理・苦情の相談件数 9件

問い合わせ 文書行政課 ☎38-2010

県公社住宅 (朝日ヶ丘町) 入居者募集

朝日ヶ丘町にある「県公社住宅」の入居者を募集します。県公社住宅への入居を希望されるかたで、次の資格要件すべてに該当するかたは、「申し込み案内書」にある所定の申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、住宅課へ申請してください。先着順で、受け付けます。

募集住宅	広さ(㎡)	家賃(円)
B棟(3DK)6戸	55.3	23,200
C棟(3DK)3戸	53.8	30,100

問い合わせ 住宅課 ☎38-2026

【申し込み資格】 *持ち家のあるかたは、申し込みできません。次の - の、すべてに該当するかた。申し込み者本人が市内に1年以上住民登録し、かつ居住しているかた、または継続して2年以上市内に勤務しているかた。申し込み世帯全員の収入の合計が、収入基準(政令月収額200,001円以上)に合致するかた。現に同居し、または同居しようとする親族のあるかた。連帯保証人(1人)のあるかた。市税を滞納していないかた。「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないかた(同居者を含む)

■お詫びと訂正
「あしや温泉」足湯の利用時間…午前11時～日没まで
「広報あしや」5月1日号に掲載した『あしや温泉の営業時間』記事で、足湯の利用時間を(午前11時～午後11時)までとお知らせしていましたが、正しくは(午前11時～日没まで)の誤りでした。お詫びして、訂正します。

問い合わせ 環境課 ☎38-2050

平成22年度 危険物安全週間 6月6日▶12日

危険物 事故は瞬間 無事故は習慣(推進標語)

ガソリン・灯油などの危険物は、身近に存在します。危険物の貯蔵・取り扱いには十分注意し、安全第一をお願いします。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

夜間(17:00~9:00)水道修理工事当番表【6月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

店名	TEL	当番日
中央水道工務所	22-3552	1, 7, 13, 19, 25
原田商会	22-0706	2, 8, 14, 20, 26
榎大阪商会	32-6302	3, 16, 22, 28
西岡設備工業所	22-6900	4, 10, 23, 29
前忠工業株	31-8548	5, 11, 17, 30
(資)神明商会	22-3565	6, 12, 18, 24
越智商会	22-3708	9, 15, 21, 27

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

日本・中国共同制作 精巧大型人形劇「三国志」

大型人形による 壮大な歴史絵巻が、ついに総集編としていま舞台によみがえる

■日時 7月5日(月)午後6時~8時 午後5時30分(開場) ■会場 ルナ・ホール<全席指定> ■出演等 劇団影法師・中国天津木偶芸術劇団/脚本・ジェームス三木(原作・羅貫中「三国志講義」)/演出・小森美巳/人形美術・川本喜八郎/総合プロデューサー・山崎靖明

■入場料 一般2,000円(当日2,500円)中学生以下1,000円(当日1,500円) ■チケット発売所 市民センター事務所・グルリル業平・市役所売店・ローソンチケット(Lコード 57223)*6月2日から発売

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

<6月21日~7月7日> 「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」に ご協力ください!

ライトアップに馴れた日常生活。電気を消すことで、いかに照明を使用しているかを実感し、地球温暖化問題について考える。そんな時間を共有してみませんか。温暖化防止を目指し、平成15年度から環境省の提唱により「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」(6月21日~7月7日)を実施、本市においても市民の皆さんにライトアップ施設や家庭の電気の消灯を呼びかけています。

昨年、キャンペーン初日(夏至の日)には東京タワーなどのライトアップ施設・百貨店・コンビニエンスストアなど日本全国の約77,000施設が、また最終日のクールアース・デーには約86,000の施設が参加して、約243万キロワットの電力を削減し、約65,000世帯が1日で使用する二酸化炭素排出量を削減することができました。本年も、特にキャンペーン初日と最終日の2日間につきましては、ライトアップ施設や各ご家庭での電気を一斉に消灯するなど、皆さんのご協力をお願いします。

【ライトダウンキャンペーンにご参加ください】

- 初日 6月21日(月)夏至の日 『ブラックイルミネーション2010』
- 最終日 7月7日(水)クールアース・デー 『セタライトダウン』
- 消灯時間 両日とも、午後8時~10時

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

子ども手当制度をご存じですか?

「子ども手当」は、中学校修了前(平成7年4月2日以降生まれ)の児童(対象児童)を養育しているかたに、所得に関係なく支給されます。該当するかたは、こども課で手続きしてください。ただし、すでに児童手当を受給しているかたについては、手続きの必要はありません。

また、公務員(独立行政法人等は除く)のかたは、勤務先から支給されますので、手続きについては勤務先へお問い合わせください。

■支給額 対象児童1人につき月額13,000円

■支給月 6月(4月・5月分)/10月(6月~9月分)/2月(10月~1月分) 各支給月の15日(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日)に、ご指定の口座へ振り込みます。ただし、平成22年6月の支給日は6月30日(水)となります。<5月10日までに新規に請求または請求額の変更をされたかたへ>

【平成21年度児童手当を受給していたかたへ】

■平成22年度現況届のご案内
平成22年度「現況届」を6月中旬にお送りしますので、指定期限までに提出してください。提出されませんと、6月分以後の子ども手当の支払いを受けることができませんので、必ず提出してください。2月・3月分「児童手当」と4月・5月分「子ども手当」は、6月30日(水)に指定の口座に振り込みますので、ご確認ください。平成21年度「現況届」を提出されていないかたについては、児童手当の支払いを保留しています。提出されていないかたは、至急、こども課へ提出してください。

問い合わせ こども課 ☎38-2117/☎38-2160

次の登録要件に該当し、新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。

登録有効期間は、九月一日から平成二十四年八月三十一日までです。

【登録要件】
社会教育法に基づく組織的な教育活動を自ら行い、その団体の学習活動・内容が明確であり、公の支配に属さない団体であること。
団体運営については、団体に主体性があり、営利事業や政治・宗教活動を目的としない任意団体であること。特に芸能・趣味関係団体については、活動が流弊の普及活動や指導者の営利を目的としたり、またはそれに類した行為を行わない団体であること。

過去一年以上の実績があり、将来も継続して活動できる団体であること。
規約があり、会計・会計監査等の制度が確立しており、団体の本拠としての事務所が芦屋市にあること。
健全な自己財源を持ち、会員の会費等の負担額が一般的に見て高額過ぎないこと。
団体の活動への参加窓口を、一般市民に広げていること。団体内だけの活動のみでなく、地域全体への普及啓発活動があること。
組織の構成メンバーが、十人以上で、主として(六割以上)芦屋市民であること。また、芦屋市域を活動の拠点としていること。

【必要な書類】
社会教育関係団体登録申請書 (様式第1号)
事業報告書・事業計画書 (様式第2号)
収支決算書・収支予算書 (様式第3号)
会員名簿 (様式第4号)
会則 (団体に使用のもの)
市ホームページ団体掲載用原稿 (様式の配布等)
六月一日から、生涯学習課で配布市ホームページからダウンロードできます。

【申請の受け付け】
■申請期間 六月十五日(三十日(平日の執務時間内))
■申請場所 生涯学習課

無年金外国籍高齢者等福祉給付金 支給月額32,600円から33,800円に増額

本市に居住し、大正15(1926)年4月1日以前に生まれたかたで、次のいずれかに該当するかたは、市民課年金担当へお申し出ください。

昭和57(1982)年1月1日現在、日本国内で外国人登録法による居住地登録をしていたかた
昭和57(1982)年1月1日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36(1961)年4月1日以降に日本国籍を取得したかたで、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた
日本人で、長期間海外に在住し、昭和36(1961)年4月1日以降に帰国され、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた
ただし、次のかたは支給の対象にはなりません。
公的年金等(年額405,600円以上)の受給者
芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者
生活保護の受給者
本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

市民センターからのお知らせ

問い合わせ 市民センター ☎31-4995

市民ギャラリー参加団体の募集
10月8日から11月15日までの間、市民センター301室・302室・展示場・多目的ホール等で、日ごろの文化活動等の成果を発表してみませんか。参加希望団体は、奮ってご応募ください。

■対象 市民が主体となっている団体
■補助内容 会場使用料の半額を市が補助
■申請用紙 市民センターで配布(募集要領)
■申し込み 6月14日(月)までに、所定の申請書に必要事項を記入し、市民センターへ

「芦屋夢ステージ」事業企画募集
あなたのプロデュースで舞台芸術を演出してみませんか?1グループ・団体に、100万円以内で費用の助成をします。
■対象 市内を活動拠点の1つにしている舞台芸術(音楽・演劇・ミュージカル・オペラ・ダンス)のグループ・団体等
■内容 選考された1グループ・団体には平成23年3月26日(土)にルナ・ホールで公演する費用の一部(上限100万円)を助成
■選考 選考委員会で書類・プレゼンテーションにより選考
■申し込み 指定の企画書・予算書を、6月30日(水)までに上記へ

ひょうご被害者支援センター

平成21年9月に兵庫県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた「NPO法人ひょうご被害者支援センター」は、被害者支援に関する専門的な知識を有する弁護士や大学教授・臨床心理士や精神科医等の有識者が構成され、警察との緊密な連携の下、電話相談や面接相談・付添い支援や裁判の代理傍聴など、被害者のニーズに応じた支援活動を行うことができる団体です。

■電話相談 火・水・金・土曜日(祝日除く)午前10時~午後4時
■面接相談 上記での電話相談により、事前予約が必要
①弁護士による法律相談 第2・4金曜日の午後1時~4時
②臨床心理士によるカウンセリング 随時実施

問い合わせ ひょうご被害者支援センター
☎078-367-7833/HPhttp://www.supportyogo.org/